

開会 午前9時00分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） ただいまから平成28年第1回川根本町議会臨時会を開会いたします。

◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期臨時会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

1月27日、町長から第1回臨時会を招集する告示をした旨、通知がありました。

今期臨時会はお手元に配付のとおり、承認2件、議案4件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる、議員派遣決定の報告書を配布しておりますので、御了承ください。

次に、監査委員から平成27年度定期監査、財政援助団体監査、例月出納検査の結果について報告がありました。なお、内容につきましてはお手元に配布のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 今期、臨時会召集にあたり、町長より御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長から御指名をいただきましたので挨拶をさせていただきます。本日は平成28年第1回の川根本町議会臨時会ということで、全員の皆様の御参加のもと開催されますこと、お礼を申し上げたいというふうに思っております。なお1月27日の議運並びに全員協議会以降の行政報告をさせていただきます。

1月27日の午前中にはあかいしの郷へ100歳の誕生日を迎えた方にお祝いの品を町として届けて参りました。

1月28日ですが、入札を執行しております。この日にインテリア茶箱の関係の皆さんがこれから活動について報告をいただきました。なお、観光協会の会長がお見えになり、来年度の要望等について話し合いを行ないました。

1月29日ですが、これは議長にもお世話になりましたけれども、南アルプスの南部地域の振興協議会設立ということで、静岡市の市長並びに議長、それから早川町の町長並びに議会の関係の方、それから川根本町からは町長並びに議長、それから観光協会会长が出席をして、設立の総会を行ないました。また、詳細については後ほどまたお話しする機会があると思いますけれども、会長に静岡市の繁田議長が就任をされたということで、副会長には静岡市の市長並びに早川の町長、それと私が就任したということでございます。これからは基本的には、川根本町並びに井川地区静岡市になりますけれども、早川に抜ける雨畑林道等の整備について南アルプスの絡みで対応していきたいということで、設立がなされたということでございます。

昨日でございますけれども、滞納整理機構の皆さんにお見えになりました、次の会議の詳細について説明をいただきました。なお、昨日は土木並びに農林事務所の幹部の皆さんと円卓会議、来年度の予算の要望等について、また負担金の割合等について説明をいただき、対応をさせていただきましたのは昨日でございます。それから夜は、藤枝におきまして救急医療の関係ですが、志太榛原救急医療対策協議会が夜ございまして、担当課長と一緒に出席をしております。

以上でございますけれども、今日も承認案件2件並びに議案が4件提案をさせていただいておりますので、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして冒頭の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（太田侑孝君） 御苦労様でした。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、鈴木多津枝君、11番、中澤莊也君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

◎日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは承認案件第1号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

昨年末、国において個人番号の記載を求めるによる本人確認手続き等の納税義務者負担を軽減するため、地方税に係る個人番号利用手続きの一部見直しが行なわれた通知が12月24日にありました。これによりまして、市町村におきましても、税条例の一部改正を行なう必要性が生じたわけでございますけれども、番号法の施行日は平成28年1月1日であり、その間に議会を緊急招集することは時間的にも難しく、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、川根本町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、平成27年12月28日に専決処分させていただきました。同条第3項の規定により、ここに御報告を申し上げ御承認をお願いするものでございます。

承認第1号、川根本町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、専決処分事項の承認を求めるについて説明をさせていただきます。

提出議案は1ページから3ページでございます。新旧対照表につきましては1ページから5ページになりますが、改正内容がわかりやすい、1ページ、2ページをご覧ください。

地方税条例第51条第2項は、町民税の減免について、町税条例第139条の3は、特別土地保有税の減免についてうたつたもので、ともに減免を受けようとする納税義務者が減免の申請書に記載する内容について規定をしたものであります。昨年の6月議会におきまして、番号法施行に伴う個人番号または法人番号等の規定の整備に伴う文言追加等の一部改正を行い、既に御承認いただいたところでございますけれども、このたび町民税及び特別土地保有税の減免申請書に納税義務者の個人番号の記載を不要とする旨の見直しが図られたことにより、再度文言の削除等の一部改正を行ったものであります。

以上、専決処分しました川根本町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきました。御承認いただけますよう、よろしく御審議の上お願いを申し上げまして、提案理由の説明とかえさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認案件2号でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分を行なった案件の提案理由とその内容について説明をさせていただきます。

地方税等における個人番号の利用について、納稅義務者等から申告・申請を受ける手続きには、原則として個人番号等の記載を求めるこの指示が国よりあり、当町におきましても昨年12月議会定例会において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を御審議願い、議決、制定させていただきました。

その後、平成28年度与党税制改正大綱において、個人番号の記載を求ることによる本人確認手続き等の納稅義務者負担を軽減するため、個人番号記載等の一部手続きを見直す方針が示されたことにより、本町においても関連する事項である川根本町国民健康保険税条例に定めた同税等の減免申請手続きにおける個人番号の記載が必要としないことに伴う所要の改正を行なったものです。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願ひいたします。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第5 議案第1号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第1号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第1号、工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年度 緊急地震・津波対策基金事業、川根本町健康増進施設耐震補

強・改修工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、平成 27 年 6 月 12 日、平成 27 年第 2 回議会臨時会により契約締結の議決を受けた工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を 117 万 6 千 120 円増額し、変更後契約金額 5,841 万 6 千 120 円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◎日程第 6 議案第 2 号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）

○議長（太田侑孝君） 日程第 6、議案第 2 号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第 2 号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）提案理由の説明をさせていただきます。

川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設につきましては、平成 28 年 3 月 31 日に指定の期間が満了するにあたり、公募した結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社静岡営業所より申請書の提出があり、1 月 22 日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社静岡営業所に選定させていただきました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 6 条の規定により、議案を上程いたします。ご審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◎日程第 7 議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町接岨峡温泉休憩施設）

○議長（太田侑孝君） 日程第 7、議案第 3 号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第 3 号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）提案理由の説明を申し上げます。

川根本町接岨峡温泉休憩施設「接岨峡温泉会館」につきましては、平成 28 年 4 月 1 日より指定管理者の指定をするにあたり、公募した結果、株式会社ビルネットより申請

書の提出があり、1月22日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を株式会社ビルネットに選定させていただきました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。ご審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◎日程第8 議案第4号 平成27年度川根本町一般会計補正予算（第6号）

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第4号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第4号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について説明させていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,686万8千円としたいものです。

今回の補正は、マイナンバー制度に対応するための財務会計システム改修経費の追加と、接岨峡温泉会館の直営管理化に伴う経費の追加、創造と生きがいの湯の直営管理化に伴う備品購入費の追加をお願いするものです。

よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をとり、全員協議会を行ないます。なお、全員協議会は9時30分開始とします。再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前9時19分

再開 午後1時01分

○議長（太田侑孝君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君）　日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君）　10番、鈴木です。

個人番号制度を導入する時に、行政の効率化や国民の方々の利便性とか公平性を図るというような理由を示していましたけど、だから必要だというような説明があったんですけども、今回、町税また特別土地保有税の減免申請書に対して、私はこういう減免などの申請に個人の情報が、本当に複雑な情報がいっぱい入っている個人番号などを書かせるべきではないという意見を前の議会で言いましたけども、今回、それを書かなくていいとする説明だったわけですが、これまで説明したことと、今回の方針とは反するのではないかと思うんですけどその点について説明をお願いいたします。

○議長（太田侑孝君）　税務課長　伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君）　各種の申請手続きなどの中で添付書類、提出書類だけでは個人を特定することができない場合には個人番号を記載いただくことになっております。ただ、納税義務者本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として正しい個人番号であることの確認である本人確認と提供を行う者が番号の正しい持ち主であるとの確認となる身元確認の2つの確認を行なう必要が生じております。

今回の町民税の減免申請、特別保有税の減免申請は、当初は個人番号を記載いただくものとして規定されていたものですけども、今回、納税義務者から添付いただく書類や関連事務手続きの上で個人番号を特定できる手段が他にあるなど、納税義務者の方の本人確認手続き上の負担を軽減することを目的に、今回、個人番号の記載は要しないというように納税義務者の方の負担軽減のために見直されました。これを受けまして、個人番号の記載は要しない旨の一部改正を諮らせていただきました。

○議長（太田侑孝君）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　これで討論を終わります。

これから、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君）　起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 12月の議会で国保税と介護保険料の減免申請に対して、個人番号を減免申請書に記載するということを条例で定めたわけですけども、今回、国保税は先程、伊藤課長が言われたような同じ理由で記載する必要はないということで削除するというのが出てきましたけど、介護保険料についてはそのまま記載が残るということで、その違いについてむしろ介護保険のほうが、町民との行政との接触というか、接点は大きくて個人番号を記載させなくても十分個人を特定することというか、確認することは出来るんじゃないかなと思うんですけどなぜ、介護保険料の方の減免申請の方には個人番号を書かせたままに残して、国保税だけ削除するようになったのか、その点をお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

国税、町税の方につきましては、個人番号を削除するということでございますけども、これにつきましては国、県から出てございます技術的指針。それによりまして地方税分野における個人番号の利用手続きの一部見直しについてということで、先程の税務課長の答弁にございましたように利便を図るために抜いたということでございます。

一方、介護保険につきましては料でございますので、ここで個人番号をいただいて、そこで個人的な識別をする必要があるために、そのまま個人番号の記載を残したものでございます。以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 国保だって国保料の自治体もありますよね。そういうところは料だから今回は削除しないですかね。ちょっと中央の方に聞いたら、全国的にこれは個人番号を減免申請には書かないというようになりますよときいたんですけど、静岡市なんかは国保料ですよね。そういうところはそのまま残るのですか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） すみません。税務課でもないし、生活健康課長でもないもんですから、国保税・料のことについては承知はしてございませんけれども、国からの技術的な指針・指導によりましてですね、介護保険法第142条に基づく第1号被保険者の保険料減免については、申請書受付時に個人番号を取得するというように指導されてございます。その指導に基づいて、当町においては個人番号をここで取得させていただくということでございます。以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 申請書受付時に個人番号を取得するというのはそれは減免申請の申請書ということですか。それとも介護保険利用の申請ですか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） そうですね。12月の議会で認めていただいた個人番号を取得する改正につきましては、減免申請時の申請に必要だということでお認めをいただいたものです。以上です。

○10番（鈴木多津枝君） 142条がそうですか。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

（「もう一回言ってやって」という者あり）

○議長（太田侑孝君） もう一回。10番 鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 142条に基づくと今、課長が言われましたけど、私自身、確認ではないのですが、申請書類受付時には個人番号を提出させるということですけれども、142条と言うのは減免申請ですか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 先程の答弁でも申し上げましたけれども、12月の議会でお認めをいただいたのは、減免申請の時に個人番号を取得するということで条例を改正させていただいたものでございます。以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから、承認第2号、専決処分した事件の承認について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第1号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第5 議案第1号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先程の全協で説明をいただきまして、最後に増額117万6千円の工事費の増額の内訳について、増えた部分もあるし、減った部分もあるということで、その差額の増額という説明を受けました。そして最後に増額の部分、減額の部分、口頭で説明があったのですが、書き取ることができませんでしたので、ここでもう一度最後の説明の部分について答弁をお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 先程説明した内容が聞き取れないということで内容だけ説明させていただきます。工事内容は直接工事費と諸経費がございます。その内の直接工事費の中で3種類に工事が分かれています。その中の建築工事は141万4千円余りの増額でございます。それから電気工事については45万9千円余りの減額となります。先程言いました建築工事の関係ですけど、コンクリート工事・型枠工事・鉄筋工事等の関係は千円単位での減額。先程説明した鉄筋工事に少しお金がかかってしましたという説明をさせていただきましたけど、56万2千円の増額ということでございます。その他、防水とかタイルとか、諸々が増減を繰り返しております。それで、全体として建築工事は141万4千円の増額でございます。

それから電気工事につきましては、先程、配線の管をやめましたというような説明もありましたけどそのような関係で45万9千円余りの減額というような内容でございます。以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第1号、工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設)

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第2号、公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設) を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） これも先程全協で説明を受けた訳ですけども、いろいろ疑問も出されて今までの大新東に継続で行うということですけども、指定管理の中身が指定管理料をこれまで 500 万円だったのを、管理再開の初年度は 700 万円欲しい。それから徐々に減らしていくという計画書が出されたということで驚いた議員も少なくなかったと思います。私も本当に驚いたその1人ですけども、その計画書が出されているのを見ても、それからもう一つの川根本町ウッドハウスおろくぼの状況経過のような運営状況などの収支報告のようなものがあるんですけど、これを見ても数字の整合性が、先程も言いましたけど、お客様が減っているのに電気料が年間で 100 万円も増えているとか、理解し難い状況・内容もあります。そういう中で、一番最も気になるのは第三者委員会をこれから本社が設置をして、現場に任せるという運営のやり方はせずに改善をしていくという決意が示されたということで、そこを町は指定管理料が増えても今後もやってもらって、いい方向に改善できればいいのではということで判断されたみたいですが、この第三者評価委員会についてですけど、管理事業計画書の7ページを見ますと町が入らない、商工観光課が入るようになっていますけど、一番上に商工観光課が入っていて、これでは町が責任をとるみたいな形で問題があるのではないかという御意見もありましたけど、私はこの事業者がこれから効果を発揮する経営をしていくのかということでは、むしろ町が本気になって、このおろくぼの運営に関して関わっていかなければいけないのではと思うんですけど、その点について町はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） お答えします。第三者評価委員会というのはですね今回、申請者、大新東の方で、今後の管理運営において、今までの反省を生かした中で町にも参画していただきて厳しいチェックをしていただきたい。それが今後の運営に一番必要ではないかという提案でございます。

先程説明いたしました組織図につきましては、先方が提案してきた組織図でありますけども、それについては提案と受け止めて今後は町も第三者評価委員会に参画して、日々厳しい管理運営について意見を言わせていただきたいと思っています。

そして、今後は提案に基づきましていろいろな事業を展開したいということでございますので、それについてやらなければならない支援はしていきたいと思いますし、PRについても町の施設でございますので積極的に関与していきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先程も言いましたけど、指定管理料を今まで年間 500 万円支払ってきたのを、経営への補助はしないというのが指定管理の原則みたいにこれまでずっとと言われてきた訳ですけども今回、700 万円に増やすことで、これもなかなか納得できない問題であり、町民の人にも説明がなかなかつかない問題ですけど、行政は 700 万円でもいいと考えた根拠は何ですか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 500 万円から 700 万円に管理料が上がっておりますがこの原因は、そもそも今までの反省の中で、いろいろなクレームがあったということも承知しております、それが 1 つの反省となっております。

これは会社の方で責任者等の配置についても考えなければならないと思いますし、そもそも本社のバックアップ体制がどうであったかということも疑問視される訳です。

今回 200 万円アップしたことについては、そのような事業所の社員の配置換え等も含めた中での人件費アップでありますので、宿泊施設等の中で快適にお客様を受け入れる、安全対策も考える上では人件費アップもやむを得ない提案ではないかということで受け止めて今回、指定管理料の 700 万円についても指定の許可の範囲だということで考えた次第です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） うちの町は指定管理をやっている施設はたくさんありますけども、観光施設でこのように指定管理料を支払っているのは、もりのくにとウッドハウスおろくぼの 2 カ所だと思います。毎年 500 万円づつ払ってきてて、今回のように人件費サービスも悪かったし、手も届かなかつたし、お客様からも不評だったからそこを充実・改善するために人件費が増えますよ。だからその分をお認めくださいということを他の施設においてもこれからやるお考えですか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） もしそのような施設があるとすれば、クレームがあれば

何が問題かというところを精査して、もしそれが人的なものであれば、もちろん配置換え等を含めたサービス研修もしていただきたいと思いますけども、特に金額的に上げるという話になれば協議していかなければなりませんが、安易にクレームがあったから人件費を上げるというものについては協議した中での決定事項になってくると思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番 鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論を行います。今日、詳しい中味が示されて採決に臨まなければならない。そのことに私は議会がそういう扱われ方をしていいのかという大きな疑問があります。

議会も議会基本条例、町はまちづくり基本条例、車の両輪だといってお互いに提案も含めていいまちづくりをしようというところで意思統一をしてきた訳ですので、今回の提案が本当にいいことに繋がるかということは、もっと議会の意見も聞いて、行政もこれから業者の反省にたった改善の方向・計画がどのように行政がきちんと確認して改善の方向に向かうのか。私たちにも提案したいことがあります。でも、提案する機会がなかった。そういう中でこの方法しかないという提案に対して、まず私は議会として安易に賛成できるものではないと私は思っています。もし、議員の皆さんのが反対だということになって否決された時にどうするのかということになると、私はこの後に出てくる接岨峡温泉のように、町で一時やってみようか。あるいはもっとしっかりと示されるような方向を確認していくかということが、短い期間でも、たとえ何日間の間でもやれるのではないかと思います。事業者がお金が足りないから上げてくれと、町に対して町民の貴重な税金をもっと出してくれと言うことに対して、一旦認めてしまうと他のところにも広がっていくだろうし、やめることもできないことで、私は今回、ウッドハウスおろくぼの指定管理者で、大新東がでてくるんだろうなとは思いましたけど、今までのまづかったところを反省をして、いい方向に向かうんだという案が出てくると思って楽しみにしていたんですけど、最初にお金を上げるというところで、営業者としての努力は一体どこにあるのだろう。私たち民間の事業者は赤字があっても頑張ります。踏ん張ります。誰も支えてくれないわけですよ。誰も応援してくれない。自分で悪い所を直していくって、たたむのが嫌だったら営業が続けられるようにいろいろな工夫をして努力をする。それが民間の私たちの町の事業者の本当の姿だと思うんです。そういうことを厳しく求めたとは思えず、もっと改善する余地があるのではないか。ましてや、支配人の件についても、不自由なお体であっても責任ある仕事をずっと受け持つてこられた。苦情も入っているということで不十分な面もいろいろあったと思います。そういうことに対して

これまで行政がどうやってそのことを改善しようと関わってきたのか。そういうことも示されないので、経営悪化を改善する見通しを立てたからお金を増やしてあげますよというのは、町民の人たちに説明ができないと思い、賛成しないことを決意して反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。11番 中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 私はこの指定管理、シダックス大新東ヒューマンサービスにこれから5年間の指定管理をするということに賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、賛成するにあたっては、やはり非常に不安を持っているのは事実であります。

今までの反省を踏まえて、先程説明がありましたとおり、第三者評価委員会というのが立ち上げられて、その中で問題点等を協議していく。まず、そのことをやっていただくということが条件でありますし、5年間であります、3年間で運営状況等を見ながら指定管理の解除もあり得るという考え方を徹底していただきたいということがあります。

そして、大新東の方から提案されてきた事業の中で、地元産の食品を使った新しいメニューの開発、地域の資源を生かした体験型の事業、そういうものをやっていただいて積極的に誘客を図る中で、ウッドハウスおろくぼの活性化が図られるのではないかということであります。ですから、町の運営に関する厳しい目をもって、この指定管理をしていきたいということをお願いして賛成の討論とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第2号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町接岨峡温泉休憩施設)

○議長（太田侑孝君） 日程第7、議案第3号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（太田侑孝君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第3号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号 平成27年度川根本町一般会計補正予算（第6号）

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第4号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（太田侑孝君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 川根本町議会議員派遣の件

○議長（太田侑孝君） 日程第9、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりに決定しました。

◎発言の訂正

○7番（中田隆幸君） 議長、その前に議長の発言の中で訂正があると思います。日程第6、第2号議案の時に、これで討論を終わります。と言うんですけど、その前に、ほかに討論はありませんか。という発言が入るので訂正をお願いします。

○議長（太田侑孝君） 訂正します。日程第6の討論のところですが、ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。を付け加えさせていただきます。

◎閉 会

○議長（太田侑孝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成28年第1回川根本町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

閉会 午後 1時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年2月2日

議長 太田侑孝

署名議員 鈴木多津枝

署名議員 中澤莊也